

(様式第1号)

境界確認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県秩父県土整備事務所長

申請者 住所
氏名
(電話)

代理人 住所
氏名
(電話)

私は、下記土地と下記国有地・県有地との境界を確認したいので、必要図書を添えて申請します。

記

1 土地の所在

市郡 町大字 字 番地
村 丁目

2 申請理由

3 確認する国有地・県有地

国道 号、県道 線
一級河川 川、廃川廃道敷、未利用道路・河川用地である県有地等
()

4 添付図書

位置図、案内図、地図(公図)、土地所有者一覧表、全部事項証明書(土地)、申請者(代理人を選任している場合は当該代理人を含む。)の身分証明書等(※)、その他()

(※) 運転免許証、個人番号カード、パスポート、その他所長が認めるもの等の写し又は印鑑証明書・印鑑登録証明書(取得日が申請日から3か月以内のもの)

(様式第1号関係)

境界確認申請に当たっての注意事項等

境界確認は、申請地と国有地・県有地との境界について、相互に意思の確認を行うものであります。そして、境界の確認が成立した場合に、その確認の内容を将来にわたって明確にするため、境界確認書の取り交わしを行うこととなります。

以上の趣旨を御理解され、申請に当たっては、下記事項に十分御留意ください。

記

- 1 境界確認を申請する方は、次の要件を具備した者でなければなりません。
 - (1) 申請地の所有権を有する者
 - (2) 所有権者から委任を受けている者
 - (3) 共有地について、共有者から委任を受けている者
 - (4) 遺産分割がなされていない申請地について、一部の相続人から委任を受けている相続人
- 2 境界確認申請書(様式第1号)署名等の上、次の図書(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律により提供を受けた照会番号付き登記情報を含む)を添付してください。
 - (1) 位置図
縮尺 1/10,000~1/50,000の地図
 - (2) 案内図
代表的目的物から現地までの経路を示すもの
 - (3) 地図(公図)
不動産登記法第14条に規定する地図又は地図に準ずる図面で、取得日が申請日から3か月以内のもの
 - (4) 土地所有者一覧表
申請地の隣接地等の所有権者の住所・氏名を記載した一覧表
 - (5) 全部事項証明(土地)
申請地の全部事項証明(土地)で、取得日が申請日から3か月以内のもの
 - (6) 身分証明書等
申請者(代理人を選任している場合は当該代理人を含む。)の身分証明書等(運転免許証、個人番号カード(表面のみ)、パスポート等)の写し又は印鑑証明書・印鑑登録証明書(取得日が申請日から3か月以内のもの)
 - (7) 委任状
委任者が署名等したもの(境界確認に関する一切の権限を委任する旨の委任状)
 - (8) 戸籍謄本等
申請者(代理人を選任している場合は委任者)が全部事項証明書(土地)の所有権者と一致しないときは、申請地の所有権者を明らかにする書類を添付してください。
(相続登記未了による場合には戸籍謄本等、その他所有権移転登記未了による場合には土地売買契約書の写し等)
 - (9) その他参考資料
境界確認する上で参考となる申請地の実測図、古図及び地引図等、また境界杭の写真等の資料があれば添付してください。
- 3 境界確認する財産に公物管理者が他にある場合、申請人は所長に境界確認を申請することを事前にその公物管理者に知らせてください。
- 4 同時に立会いが必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人、他の公物管理者及びその他参考人等に対する立会い依頼については、申請人が行ってください。
- 5 境界確認が成立した場合は、境界確認書(様式第8号)の取り交わしを行いますので、申請人は、速やかに確認が成立した境界の基本点・曲がり点を明示した図面(申請地の実測図等に明示したものが望ましい。)を添付した境界確認書を2部提出してください。
なお、境界確認書は押印等の上、添付図面と割印してください。
また、すべての立会者から承諾書(様式第5号)に署名等もらい、併せて提出してください。
- 6 境界杭は原則として境界確認書の取り交わしを行ったあと、速やかに事務所と立会いの上設置するものとします。
- 7 境界確認の結果、地図訂正等の登記を行う必要がある場合には、その手続きを行ってください。
- 8 その他、境界確認に関して疑義がありましたら、秩父県土整備事務所 管理担当へお問い合わせください。
住所 秩父市下影森1002-1
電話 0494-22-3717(直通)